

議案第87号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

区分		単位	金額	
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。		
公園施設を管理する場合				
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	380円	
	第2種電柱		580円	
	第3種電柱		780円	
	第1種電話柱		340円	
	第2種電話柱		540円	
	第3種電話柱		740円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類			2円
	地上に設ける変圧器		1個につき1年	330円
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	200円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	680円	
工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局			204円	
地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14円	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20円	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30円	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41円	

	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		200円
	外径1メートル以上のもの		410円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	280円
露店その他これに類するもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	7円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	67円
集会、展示会、興行等	行為のための占有	占有面積1平方メートルにつき1日	7円
	仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	67円
標識		1本につき1年	540円
工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1月	67円
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町都市公園等条例別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有及び使用に係る使用料から適用し、施行日以前の占有及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。